

春日井市告示第 144 号

令和 7 年第 4 回春日井市議会定例会において議決を経た令和 7 年度春日井市一般会計補正予算ほか 4 件の補正予算の要領は、次のとおりである。

令和 7 年10月 3 日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和7年度春日井市一般会計補正予算（第4号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,315,187千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,885,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		27,804,001	119,960	27,923,961
	2 国庫補助金	9,713,537	119,960	9,833,497
17 県支出金		9,557,872	12,338	9,570,210
	2 県補助金	2,483,670	12,338	2,496,008
19 寄附金		633,400	196,000	829,400
	1 寄附金	633,400	196,000	829,400
20 繰入金		3,421,213	212,089	3,633,302
	1 繰入金	3,421,213	212,089	3,633,302
21 繰越金		1	347,987	347,988
	1 繰越金	1	347,987	347,988
22 諸収入		3,989,003	513	3,989,516
	5 雑入	2,833,225	513	2,833,738
23 市債		12,558,900	426,300	12,985,200
	1 市債	12,558,900	426,300	12,985,200
歳入合計		135,570,630	1,315,187	136,885,817

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,347,815	563,974	15,911,789
	1 総務管理費	12,944,572	563,974	13,508,546
3 民生費		58,794,520	55,537	58,850,057
	1 社会福祉費	31,386,843	7,735	31,394,578
	2 児童福祉費	21,504,240	47,802	21,552,042
4 衛生費		20,043,446	15,884	20,059,330
	3 清掃費	14,038,983	15,884	14,054,867
7 商工費		2,212,589	83,992	2,296,581
	1 商工費	2,212,589	83,992	2,296,581
10 教育費		13,191,344	595,800	13,787,144
	2 小学校費	2,266,841	595,800	2,862,641
歳出合計		135,570,630	1,315,187	136,885,817

第 2 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
教 育 債	義 務 教 育 設 施 整 備 事 業	1,037,400	普 貸 又 証 発 通 借 は 券 行	4.0%以 内（た だし、 利率 見直し 方式で 借り入 れる政 府資金 及び地 方公共 団体金 融機構 資金に ついて 、利率 の見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直しの 後の利 率）	政府そ 他の金 融機関 の資金 につい ては、 その融 資条件 による 。ただ し、財 政の都 合によ り据置 期限及 び償還 期限を 短縮若 しくは 繰上償 還又は 低利に 借り換 えるこ とがで きる。	1,463,700	補 前 同 正 に じ	補 前 同 正 に じ	補 前 同 正 に じ

令和7年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,893,226千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		0	169,900	169,900
	1 繰越金	0	169,900	169,900
歳入合計		6,723,326	169,900	6,893,226

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		6,652,041	169,900	6,821,941
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	6,652,041	169,900	6,821,941
歳出合計		6,723,326	169,900	6,893,226

令和7年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,058千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,922,102千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		3,401,220	1,500	3,402,720
	2 県補助金	106,252	1,500	107,752
6 繰入金		4,220,640	684	4,221,324
	1 一般会計 繰入金	3,518,024	684	3,518,708
8 諸収入		9,646	83,194	92,840
	1 雑入	9,646	83,194	92,840
9 繰越金		0	8,680	8,680
	1 繰越金	0	8,680	8,680
歳入合計		24,828,044	94,058	24,922,102

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		9,240	10,669	19,909
	1 基金積立金	9,240	10,669	19,909
5 保健福祉 事業費		75,740	2,000	77,740
	1 保健福祉 事業費	75,740	2,000	77,740
6 諸支出金		157,358	81,389	238,747
	1 償還金	20,000	81,389	101,389
歳出合計		24,828,044	94,058	24,922,102

令和7年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計補
正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543,099千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ551,519千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		8,420	282	8,702
	1 繰入金	8,420	282	8,702
2 財産収入		0	20,917	20,917
	1 財産売却収入	0	20,917	20,917
3 市債		0	521,900	521,900
	1 市債	0	521,900	521,900
歳入合計		8,420	543,099	551,519

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		7,500	543,099	550,599
	1 事業費	7,500	543,099	550,599
歳出合計		8,420	543,099	551,519

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
事業費	事業費	春日井インター北企業用地整備	543,099

第 3 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
春日井インター北企業用地整備	521,900	普通貸借は行 又証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和7年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度春日井市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度春日井市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条第4号に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
ポンプ場施設耐震化・改築事業	631,200千円	△613,200千円	18,000千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	6,796,781千円	△613,200千円	6,183,581千円
第1項 企 業 債	5,150,400千円	△497,300千円	4,653,100千円
第3項 補 助 金	1,167,058千円	△115,900千円	1,051,158千円
支 出			
第1款 資本的支出	9,225,919千円	△613,200千円	8,612,719千円
第1項 建設改良費	5,933,072千円	△613,200千円	5,319,872千円

(継続費の補正)

第4条 予算第5条に定めた継続費の年度及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			年度	年割額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	第1中継ポンプ場耐震化・改築事業	6	0	6	0
			7	631,200	7	18,000
			8	34,100	8	258,000
					9	389,300

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共下水道事業	5,261,400	4,764,100